

小牧市議会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

小牧市議会議長 舟 橋 秀 和

小牧市議会規則第 1 号

小牧市議会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

小牧市議会個人情報保護条例施行規則(令和5年小牧市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第5号の改正規定は、令和8年6月14日から施行する。